SYDNEY JAPANESE INTERNATIONAL SCHOOL
シドニー日本人国際学校

子どもと関わる仕事についての
方針と手順

WWC 法令・WWC ACT

概要

OFFICE OF CHILDREN'S GUARDIAN (OCG)は、児童関連職の雇用審査に責任を負っている団体である。
Working with Children Check (WWCC)は、児童関連の仕事に従事する者の必須条件である。 これは、全国的な犯罪歴の確認(チェック)と、職場での違法行為の調査結果を含むものである。WWCC の結果によって、5 年間の児童労働の許可 (Clearance)または、児童労働の禁止 (Bar)となる。 許可 (クリアランス)を受けた申請者は、OCG による継続的な監視の対象となり、許可を受けた申請者の名前と関連する新しい記録があれば、許可が取り消される可能性がある。

WWC 法では、「学校での業務に従事する者」とは、その仕事が業務の一環として児童と直接接触(身体的または対面的) することが偶発的にではなく日常的で起こり、学校の清掃員として働いている場合も、児童関連業務に従事していることなる。

つまり、学校において、すべての職員、放課後クラブコーディネーター、チャーターバス運転手、契約清掃員、教室での活動に定期的に従事するボランティアは、「児童関連労働者」とみなされる。

児童関連業務に従事する者は、許可(クリアランス)を申請する資格がある場合、または更新する場合、必ず申請または更新する責任を負う。

新制度「Working with Children」開始前に SJIS に雇用され、有給で児童関連業務に従事していた者、またはボランティアは、遅くとも 2018 年 3 月 31 日までにチェッククリアランスを取得する必要があった。

責任の所在

WWC 法の目的は、子どもを保護することである。
クリアランスチェックされてない人やリスクアセスメント対象者を児童関連業務に従事することを認めてはいない。また、児童関連業務に従事する者に、児童労働クリアランスチェックを要求しなければならない。
シドニー日本人国際学校(SJIS)は、WWCC の雇用者として OCG に登録されている。

SJIS では、以下のことが要求されており、今後もそうする。

- **有効なクリアランスを持つ人(ボランティアを含む)のみを雇用または従事させること。**
- **各職員の「クリアランス」または「チェック」の申請状況をオンラインで確認し、記録すること。**
- **児童関連業務に従事するすべての人の「児童労働許可証」を最新に保つこと。**
- **児童関連業務開始後に、禁止令や仮禁止令を受けた職員またはボランティアを児童関連業務から排除すること。**
- **ボランティアを含む児童関連職員に対して行われた、児童に関わる不正行為の調査結果を報告すること。**

管理責任者(WWCC Officer)は、各個人の申請書またはクリアランスの確認に責任を負う。
管理責任者は、自分自身の申請書またはクリアランスを検証してはいけない。
すべての書類は管理責任者が管理し、すべての書類のコピーは 1 階オフィス内に安全に保管する。

SJIS の職員、放課後クラブコーディネーター、チャーターバスの運転手、契約清掃員、大学生教師、そして定期的に教室での活動に従事するボランティアは、すべて児童関連労働者として、以下のことが要求される。

- 有効な許可証を保持し、維持すること(ボランティアには免除規定があることを学校は認める)。
- SJIS スタッフ行動規範に記載されている「期待される行動」を理解し、それに従うこと。
- (SJIS または他の場所であっても) 仮禁止令や最終禁止令がでている場合は、児童関連の業務に従事しない。
- チェックの対象から外れた場合、チェックの状況が変わった場合、OCG からリスクアセスメントの対象となることを通知された場合、校長または教頭にその旨を報告すること。
- 日本からの派遣職員が WWCC の方針と手続きを理解し、それに従うよう支援することは、管理責任者の責務である。

教室での活動に定期的に従事する全てのボランティアは、以下を要求される。

- 学校の児童福祉／児童保護方針と行動規範を読むこと。
- 行動規範を理解し、遵守すること。
- 行動規範を理解し、それに沿った行動をとる。

定義

「最終禁止令」とは、児童と関わることへの継続的な禁止を意味する。この禁止令は、リスクアセスメントの後、OCG による決定に基づいて適用される。 禁止令の対象者は、クリアランスを発行されず、児童との関わりを禁じられる。

「仮禁止令」は、リスクアセスメントが実施される間、子どもと働き続けることを防ぐために、リスクの高い人物に発行される、子どもと働くための一時的な禁止措置である。 仮禁止令は最長で 12 ヶ月間適用される。仮禁止令の措置が 6 ヶ月以上継続された場合、対象者は裁判所を通じて不服申し立てを行うことができる。

リスクアセスメントの対象となったすべての人に「仮禁止令」が適用されるわけではなく、子どもにとって深刻で差し迫った危険があるとみなされた人だけが「仮禁止令」を受ける。

通常、「仮禁止令」は「最終禁止令」に至る可能性が高いと考えられるリスクに対してのみ適用される。

児童関連業務には、以下の部門における業務が含まれるが、これに限定されるものではない。

- 教育・保育サービス、チャイルドケアセンター、その他のチャイルドケアを含む就学前教育及び保育
- 学校やその他の教育機関、個人指導
- 宗教的サービス
- 寄宿学校、3 週間以上のホームステイ、宿泊サービス、宿泊キャンプを含む宿泊サービス
- 学校を含む子どもの送迎サービス
- スクールバス、障害児タクシー、通学路の見守りなど、児童の送迎サービス

「児童関連労働者」とは、児童関連の業務に従事する者をいう。
児童関連労働者は、「確認申請」の手続きが完了した時点で、業務を開始することができる。

オンライン申請書に記入し、サービス・ニューサウスウェールズ(Service NSW)で、身元を証明し、手数料を支払えば、 申請は完了する(有給労働の場合)。

自分の職務が児童関連かどうか不明な場合は、校長と教頭の責任者に相談すること。

「失格者」とは、 WWC 法の別表 2 に記載された「失格者と判断される犯罪」により有罪判決を受けた者、またはその手続きが開始された者をいう。

「失格者」は、児童関連業務での仕事ができない。

雇用主が、クリアランスを保持していない、あるいは仮禁止令を受けている児童関連労働者を故意に雇用することは、犯罪である。

クリアランスを取得していない、または仮禁止令を受けている人が、児童関連業務に従事することは犯罪である。

子どもへの不正行為に関する調査結果

報告機関

SJIS を含む私立校は、WWC 法により報告機関として定義されている。

WWC 法第 35 条は、SJIS に対し、児童関連職員に対してなされた児童に関わる不正行為の調査結果を OCG に通知することを義務付けている。また SJIS は、WWC 法に沿って OCG に報告、修正、追加情報を提供する義務を負う場合がある。

児童保護者法第 36 条に基づく OCG への報告すべき申し立てに関する調査結果、あるいは報告すべき有罪判決に関する決定に関する最終報告書は、この要件を満たすものである。

児童保護者法第 56 条に基づき、報告すべき行為の認定、または前科が報告すべき前科であるとの判断がなされた場合、OCG は、OCG 内の Working with Children Check の部署に、以下の種類の行為に関連する、児童保護者法に基づく報告書を提出しなければいけない。

- 子どもに対して、子どもと一緒に、または子どもがいる場面・場所で行われた性的非行【チャイルドグルーミング(性交等または猥褻な行為などをする目的で、未成年者を手なずける行為)を含む】
- 子どもに対して、子どもと一緒に、または子どもがいる場面・場所で行われた性犯罪行為。
- 子どもに対する重大な身体的暴行。

調査の過程で、児童の安全に対して現実的かつ評価できるリスクがあると OCG が判断した場合、OCG は、WWC 法第 17 条に基づく仮禁止令を検討する目的で、調査の対象となった職員に関する情報を Working with Children Check の部署に照会しなければならない。

学校は、OCG が児童に関わる不正行為の認定を通知したことを、対象者に伝える。 WWC 法は、同法に基づき OCG に照会を受けた者が、児童に関わる不正行為の認定に関連して OCG が保有する記録へのアクセスを要求できるとしている。

「深刻な身体的暴行」に関して、OCG は次のように考えている。

身体的暴行が深刻でないのは、以下の場合である。

- 軽微な力を伴うだけの場合。
- 重大な傷害に至らず、あるいは至りそうにもない場合。

身体的暴行が深刻であるのは以下の場合である。

- 軽い引っかき傷、打撲傷、かすり傷のような傷害の種類を超えて、子どもに傷害を負わせた場合。
- 受けた傷は軽くても、その暴行が悪化するような状況にある場合（例えば、子どもを蹴る、隣の子どもを掴んで引っ張るなど）。

違反行為と罰則

SJIS のドロップボックスから下記にアクセスする。
SJIS DROPBOX ACCESS - SJIS STAFF > Policy > Policy Documents 2022 > 3. Student Welfare > WWCC Compliance and Enforcement Policy

リスクアセスメント

「リスクアセスメント」とは、児童関連業務に対する個人の適性を評価することである。

OCG は、リスクアセスメントが必要となる新たな記録を受け取った場合、その人の児童関連業務への適性についてリスクアセスメントを実施する。 これには、スケジュール 1 に基づく犯罪、子どもへのリスクを表す暴力や性的非行に関する行動パターンや犯罪、子どもに関わる不正行為の発見、オンブズマンによる OCG への通知などが含まれる。

子どもと関わる仕事をする人への確認(チェック)と許可(クリアランス) (Working with Children Check Clearance)

Working with Children Check Clearance (WWCC) とは、WWC 法に基づく、児童関連の業務に従事するための許可を意味する。 職員には番号が発行され、その番号は、職員のクリアランスの状況を確認するために、職員の生年月日と共に、就業前に SJIS に通知される。

全ての職員には WWCC クリアランスの取得が義務付けられている。 WWC のスクリーニングを受けるには、18 歳以上であること。 従って、方針として SJIS は 18 歳未満の者を雇用することはない。 ただし、18 歳未満の学生がボランティアとして働くこと、また、高校での職場体験に参加することは可能である。

参照：
NSW Community and Justice Services: www.dcj.nsw.edu.au

The Office of Children's Guardian: https://www.ocg.nsw.gov.au

Department of Premier and Cabinet - Keep Them Safe: www.keepthemsafe.nsw.gov.au

子どもと関わる仕事をする人への確認(チェック)手順(Working with Children Check Procedure)

雇用主は、児童労働に関する法的義務を負っている。Working with Children Check（子ども関わる仕事をする人へのチェック）」を受けずに児童関連の仕事に従事することは法律違反となる。就業者またはボランティアがチェックを必要とする場合、雇用主が取らなければならない手続きがある。

雇用主は、以下を行う必要がある。
登録 - シドニー日本人国際学校

役割の確認
管理責任者 (WWCC Officer) は、Working with Children Check の番号をオンラインで確認する。

- 5 年後の更新を確認。

WWCC 番号の管理責任者は、(必要な場合) 自分のチェックが学校内の適切な人物によってオンラインで検証されていることを確認しなければいけない。職員は自己確認を行うことはできない。

記録の保存
管理責任者(多田加奈：内線 116)は、各就業者について以下のような記録を保管する。

1. フルネーム
2. 生年月日
3. WWC 番号
4. 就業年月
5. 確認日
6. 検証結果
7. 有効期限
8. 労働者が有給かボランティアか

SJIS は、OCG が提供する必要なテンプレートを使用すること。 すべての記録は、一階オフィスで保管され、オンラインの「OFFICE」DROPBOX FOLDER に安全に保存される。

監視と対応
管理責任者(WWCC Officer)は、以下を行う必要がある。

- 詳細は常に最新の状態に保つこと。
- OCG が SJIS にチェックステータスの変更を連絡できるように、これらの情報は正確でなければならないこと。
- チェックの有効期限が切れる 3 ヶ月前までに、期限が近付いている注意を促すメールを職員に出すこと。
- チェックの状態が「禁止」「仮禁止」「チェックが見つからない」「期限切れ」の者は、児童関連業務から排除すること。SJIS は、児童関連業務において、申請番号または Check の資格を有する者のみを雇用する。

確認後、管理責任者(WWCC Officer)が下記のマネージメントに知らせる。

- 校長
- ジェネラルマネージャー
- 両学級教頭